

広島県ドライブレコーダ導入促進助成金交付要綱

平成 20 年 3 月 19 日制定

令和 7 年 3 月 26 日一部改正

公益社団法人 広島県トラック協会

（目 的）

第 1 条 公益社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダ」という。）の普及を図るため、ドライブレコーダ機器を導入する会員事業者に対し、その経費の一部を助成する。

（助成対象）

第 2 条 助成対象は、次条に定めるドライブレコーダ車載器を広島県内に登録している営業用貨物自動車に取付ける会員事業者とする。（中古品、レンタル品は除く。）
但し、前年度会費未納事業者は、助成対象外とする。

（対象機器）

第 3 条 助成対象となる機器は、映像や走行データを記録するドライブレコーダ車載器で、別表に定める機器とする。
※指定品目で全ト協が追加したものは、広ト協の品目とする。

（実施期間）

第 4 条 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 5 日までとする。
なお、助成は先着順とし、予算額に達した場合は、その時点までとする。

（交付額）

第 5 条 助成金の交付額は、会員事業者が助成対象機器を導入した場合、機器装着に対して 1 車両あたり次の①～⑤のいずれか 1 台の金額を交付する。

- ① 簡易型 1 万円
- ② 標準型 2 万円
- ③ 運行管理連携型 3 万円
- ④ デジタコ一体型 4 万円
- ⑤ スマートフォン活用型 3 千円

但し、導入機器の実費額（消費税抜き）が上記の助成金の額を下回る場合は、実費額（千円未満切り捨て）を交付する。

国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

2 申請台数は、1事業所当たり100台、1事業者当たり500台を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成を希望する会員事業者は、機器装着が完了したときは、別紙様式「広島県ドライブレコーダ導入助成金交付申請書兼誓約書」(以下「申請書」という。)により、助成金を申請するものとし、所属する協会支部に提出する。

2 前項に定める申請書には、購入した品目及び型式、数量、金額(機器実単価)を記載した納品書又は請求書の写、支払いを証明する領収証の写(金融機関振込金受取書等の写でも可)を添付すること。

なお、助成金の申請台数が2台以上の場合、機器導入内訳書(別紙)も添付すること。

3 手形(自振手形に限る)による購入の場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明(当座勘定照合等)又は領収証等を添付して申請すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による購入形態は、助成金を交付しない。

4 リース導入、割賦購入の場合は、導入機器(品目及び型式・数量・金額)が記載されたリース契約書又は、割賦契約書の写を添付すること。

5 所属する協会支部への提出期限は、令和8年3月5日(必着)とする。

但し、令和7年9月末までに導入した機器の提出期限は、令和7年12月18日(必着)とする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、前条に基づき申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、会員事業者に対して、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第9条 会員事業者は、交付対象となった機器を導入の日から起算して、1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告等)

第10条 協会は、会員事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

2 助成金の交付を受ける事業者は、広ト協の求めがあった場合、原則として、導入した機器で得られたヒヤリハット映像及び、事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は、平成20年4月1日より施行する。

平成21年3月18日	一部改正	(平成21年4月1日施行)
平成22年3月26日	一部改正	(平成22年4月1日施行)
平成23年3月23日	一部改正	(平成23年4月1日施行)
平成24年5月30日	一部改正	(平成24年4月1日施行)
平成25年3月21日	一部改正	(平成25年4月1日施行)
平成26年3月19日	一部改正	(平成26年4月1日施行)
平成27年3月20日	一部改正	(平成27年4月1日施行)
平成28年3月23日	一部改正	(平成28年4月1日施行)
平成29年3月23日	一部改正	(平成29年4月1日施行)
平成30年3月23日	一部改正	(平成30年4月1日施行)
平成31年3月22日	一部改正	(平成31年4月1日施行)
令和2年3月25日	一部改正	(令和2年4月1日施行)
令和3年3月24日	一部改正	(令和3年4月1日施行)
令和4年3月24日	一部改正	(令和4年4月1日施行)
令和5年3月23日	一部改正	(令和5年4月1日施行)
令和6年3月26日	一部改正	(令和6年4月1日施行)
令和7年3月26日	一部改正	(令和7年4月1日施行)